

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	措置入院費の費用徴収	
根拠法令・条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条 <small>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日 厚生省発健医第189号)</small>	
所 管 課	健康福祉局 健康部 精神保健課	
処 分 基 準	・ 設 定 <input type="checkbox"/> ・ 設定できない                      ・ 基準を公開できない	
(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準(平成7年6月16日 厚生省発健医第189号) に基づき、費用徴収を行う。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 <input type="checkbox"/> ・ 弁 明 <input checked="" type="checkbox"/>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

厚生労働省発障0331第16号  
平成26年3月31日

都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が改正され、一部を除き平成26年4月1日から施行されることに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生労働事務次官通知）の別紙の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日厚生事務次官通知）【新旧対照表】

(別添)

(変更点は下線部)

改正後	改正前
<p>厚生省健康医第189号 平成7年6月16日 一部改正 厚生労働省発健第0330048号 平成19年3月30日 一部改正 厚生労働省発障第0611002号 平成20年6月11日 一部改正 厚生労働省発障0331第16号 平成26年3月31日</p>	<p>厚生省健康医第189号 平成7年6月16日 一部改正 厚生労働省発健第0330048号 平成19年3月30日 一部改正 厚生労働省発障第0611002号 平成20年6月11日 一部改正 厚生労働省発障第0611002号 平成20年6月11日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 政令市区長 殿 特別区 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿 政令市区長 殿 特別区 殿</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について</p>
<p>別紙 (略)</p>	<p>別紙 (略)</p>
<p>第1 認定の基準 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法第59条の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第2項の自己負担額は、月額に当該患者の自己負担額及び当該患者並びにその配偶者並びにその配属者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額とす)を合算した額として、次表により認定した額とする。</p>	<p>第1 認定の基準 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法第59条の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第2項の自己負担額は、月額に当該患者の自己負担額及び当該患者並びにその配偶者並びにその配属者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額とす)を合算した額として、次表により認定した額とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>

第2 認定の方法

費用徴収額及び義務国額等から、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の患者に対する照会を行うこと。  
構成及び永住所得税額等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。  
進並びに所定額等若しくは偶者（以下「配偶者」という。）から、入院患者に對しては公費負担の申請者から必要書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。  
下「配偶者」という。）から、入院患者に對しては公費負担の申請者から必要書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。

第2 認定の方法

費用徴収額及び義務国額等から、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の患者に対する照会を行うこと。  
構成及び永住所得税額等若しくは保護者（以下「配偶者」という。）から、入院患者に對しては公費負担の申請者から必要書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。  
進並びに所定額等若しくは偶者（以下「配偶者」という。）から、入院患者に對しては公費負担の申請者から必要書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。  
下「配偶者」という。）から、入院患者に對しては公費負担の申請者から必要書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に對し照会を行うこと。

(参考：改正後別紙)

## 別紙

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準

### 第1 認定の基準

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。

所得税額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）
147万円以下	0円
147万円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2（麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

- 2 月の中で措置入院又は公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額又は自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院又は公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

- 3 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自

己負担をさせないものとする。

- 4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1及び2により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができることとする。

## 第2 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。